

## 横浜市中小企業振興基本条例に基づく 平成27年度の取り組み状況について

### 1 物品及び委託契約における市内中小企業者の受注機会の増大について

#### (1) 平成27年度の受注機会増大に向けた取り組み

物品の調達及び委託業務の発注にあたっては、市内経済の活性化の観点から、従来から市内事業者への優先発注を基本方針とし、発注を進めてきました。

平成27年度の選挙管理委員会事務局における契約実績は、物品契約が28件、金額1,114千円、委託契約が10件、金額2,596千円となっています。

このうち、市内中小企業契約実績は、物品契約が、件数で25件（構成比率89.3%）、金額で828千円（構成比率74.3%）、委託契約が、件数で9件（構成比率90.0%）、金額で2,564千円（構成比率98.8%）となっています。

#### (2) 今後の受注機会増大に向けた取り組みの方向性

市内中小企業者への発注の可否の確認をさらに徹底し、その優先発注に努めます。

#### 市内中小企業者への発注状況（選挙管理委員会事務局契約分）

	区分	契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）								単独随意契約及び大規模契約の合計	
		市内中小企業契約実績								件数	金額
		件数	構成比率	前年度からの増減	金額	構成比率	前年度からの増減	件数	金額		
平成27年度	工事	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0	0	0
	物品	25	89.3	▲7.0	828	74.3	▲19.4	28	1,114	16	14,904
	委託	9	90.0	1.8	2,564	98.8	51.1	10	2,596	21	177,560
	合計	34	89.5	▲4.9	3,392	91.4	40.3	38	3,711	37	192,463
平成26年度	工事	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0	0	0
	物品	52	96.3	3.3	2,951	93.7	8.0	54	3,150	24	17,940
	委託	15	88.2	16.2	18,257	47.6	30.2	17	38,331	29	399,684
	合計	67	94.4	7.8	21,208	51.1	31.6	71	41,481	53	417,625

※ 契約実績金額については、変更契約に伴う増減を含んだものとなっています。

※ 「構成比率」はそれぞれの数値（件数又は金額）が契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）に占める割合です。

※ 各項目で四捨五入をしているため、合計値と一致しない場合があります。

※ 「契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）」は、経済産業省が行っている「官公需契約実績額の調査」と同様に、競争の余地がない「単独随意契約」及び中小企業者の参入の余地が少なく入札参加者を市内事業者に限定できない「大規模契約（政府調達協定（WTO）対象契約）」を除いたものです。

【参考資料】

市内中小企業者への発注状況（財政局契約部契約分）

区分	契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）								単独随意契約及び大規模契約の合計		
	市内中小企業契約実績						件数	金額	件数	金額	
	件数	構成比率	前年度からの増減	金額	構成比率	前年度からの増減					
平成27年度	工事	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0	0	0
	物品	16	84.2	▲7.3	29,990	59.9	▲24.6	19	50,090	3	7,911
	委託	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	2	13,986	0	0
	合計	16	76.2	▲11.6	29,990	46.8	▲23.6	21	64,076	3	7,911
平成26年度	工事	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0	0	0
	物品	43	91.5	2.6	18,210	84.5	▲5.6	47	21,547	9	7,052
	委託	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	2	4,309	3	14,823
	合計	43	87.8	5.0	18,210	70.4	7.9	49	25,856	12	21,875

- ※ 契約実績金額については、変更契約に伴う増減を含んだものとなっています。
- ※ 「構成比率」はそれぞれの数値（件数又は金額）が契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）に占める割合です。
- ※ 各項目で四捨五入をしているため、合計値と一致しない場合があります。
- ※ 「契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）」は、経済産業省が行っている「官公需契約実績額等の調査」と同様に競争の余地がない「単独随意契約」及び中小企業者の参入の余地が少なく入札参加者を市内事業者に限定できない「大規模契約（政府調達協定（WTO）対象契約）」を除いたものです。